

国家公務員の育児介護に係る勤務時間関係制度の概要

育児休業

職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、全日にわたって休業をすることができる。〔職専義務免除・無給〕

育児短時間勤務

○ 職員が子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達するまで、短時間勤務（週20時間～25時間）をすることができる。

○ 育児短時間勤務は、

- ・ 1日4時間・週5日勤務（20時間）
- ・ 1日5時間・週5日勤務（25時間）
- ・ 1日8時間・週3日勤務（24時間）
- ・ 8・8・4時間の週3日勤務（20時間）

の4つの基本パターンを設定。

〔勤務時間につき時間比例の給与を支給〕

育児時間

職員が子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の始め又は終りに、1日を通じて2時間以内について勤務しないことができる。〔職専義務免除・無給〕

特別休暇（育児に関わるもの）

- ・ 出産：原則として産前6週間・産後8週間
- ・ 保育時間：職員が養育する生後1年未満の子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回・各30分以内
- ・ 子の看護：職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子の看護をする場合において、1年間で5日以内

〔職専義務免除・有給〕

介護休暇

- 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合に、連続する6ヶ月以内の期間内において、認められる。

- 取得単位は1日又は1時間（時間単位の取得は始業時刻から又は終業時刻まで連続する4時間以内）、
〔職専義務免除・無給〕